

令和7年度 横浜市都筑区社会福祉協議会 事業方針

本会は、「誰もがあんしんして自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念の実現のため、様々な生活課題を抱えた人を各種制度や地域のネットワークにつなげ、必要に応じて新たな支えあいの仕組みを創り出すという「身近な地域の支えあい・つながり活動の推進」の考え方を基盤して各種事業を推進します。

今年度も引き続き、本会に対し地域住民を含む多くの団体等から何を求められるか、何を必要とされているかを常に意識し、必要な業務を展開するとともに、社会福祉協議会について、幅広く周知し、本会が目指す理念実現に向けて地域社会づくりを進めます。

【重点取組項目】

1 第4期都筑区地域福祉保健計画の推進および第5期計画の策定

計画の最終年となる都筑区福祉保健計画ならびに各地区で策定した地区別計画の取組が着実に推進されるよう本会の取組を進め、各地区の推進を支援します。また、第5期地域福祉保健計画の策定に向け、区役所、地域ケアプラザとともに着実に進めます。

2 身近な地域における支援活動の強化

(1) 地区社協等の活動支援

各区・各地区で実践されている活動・取組の工夫や、区社協の事業を通して得た情報や傾向を共有し、活動の基盤強化・事業の展開に向けて支援します。

(2) 個々の困りごとに対する支援の充実

様々な困りごとを抱える方々に対して、課題解決に向け地域で支えあう生活支援の取組の充実を図ります。

3 大規模災害への備え

発災時に災害ボランティアセンターが滞りなく開設し、円滑に運営できるよう、区役所関係部署・区災害ボランティアネットワーク・市社協とともにシミュレーション訓練等を実施します。また、必要な資機材の整備を進めつつ、企業等との機器提供の協定の締結に向けての取り組みを始めます。

4 社会福祉協議会の周知

地区社会福祉協議会を含む社会福祉協議会の理念や役割・事業について、表現・内容を工夫しながら、多様な媒体を活用し幅広く周知し、あんしんして自分らしく暮らせる地域社会づくりを進めます。

5 安定した組織運営

本会の運営が一層安定するよう、限られた予算・時間を有効に活用し、法人運営と財務の事務・各事業については、適切な業務執行を継続させていきます。また、日常的なコミュニケーションを重視し、小さな異変に気づき、お互いがサポートし合う組織風土をつくります。

【事業計画書の見方】(財源)7年度予算額[6年度予算額]

・重点項目は地域福祉保健計画の該当項目

・重点は本会事業方針の該当項目

I 地域福祉推進のための取組

1 第4期都筑区地域福祉保健計画の推進および第5期都筑区地域福祉保健計画の策定

(重点1)

(市社協補助金・共同募金配分金・善意銀行) 2,400 千円 [450 千円]

(1) 第4期都筑区地域福祉保健計画の推進

区域計画における取組は、本会の分科会や各種委員会を通じて引き続き取り組みます。連合町内会自治会や地区社会福祉協議会（以下、地区社協）が主体となって策定した地区別計画は、区役所、地域ケアプラザ（以下、ケアプラザ）、都筑区社会福祉協議会（以下、本会）の三者が連携し、地域の取組を支援します。

(2) 第5期都筑区地域福祉保健計画の策定

第5期都筑区地域福祉保健計画の策定に向け区役所、ケアプラザとともに着実に進めます。また、地区別計画の策定について関係機関とともに支援します。

(3) 「つづき あい基金」の運営及び活動助成

第4期地域福祉保健計画推進のため「つづき あい基金」を運営し、次の事業費等を助成します。また、第5期地区別計画の策定に合わせた見直し検討を行います。

- ①地域福祉保健活動を推進するための活動方法や調査研究、研修、検討にかかる費用
- ②区計画及び地区別計画の推進に関する広報紙やチラシの発行
- ③デジタル媒体を活用し地域福祉保健活動を推進するための備品整備にかかる費用やホームページ、SNS 等による周知・啓発に係る費用
- ④サロンなどの地域福祉保健活動の活動費（新規事業に限る）

	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度見込
つづき あい基金助成件数	4	5	4	5

2 「身近な地域のつながり・支えあい活動」の推進(地域福祉保健計画重点項目 2-2-2) (重点2)

※重点項目 2-2-2:見守り・支え合いのネットワークづくりの推進

制度の狭間にある一人ひとりの課題や困りごとを住民とともに解決に向けて取り組む「身近な地域のつながり・支えあい活動推進」事業の考え方を基盤として、社会的孤立の解消や、自らの意思が反映された生活を送れる等、支えあいの活動を支援します。身近な地域で見守り支えあえる地域づくりを関係団体とともに進め、「地域共生社会の実現」に向けて取り組みます。また、法人施設や企業等、多様な主体と連携した地域支援の推進を進めます。

- ①地区社協支援等を通じた個別ニーズの把握と支えあい活動への取組
- ②身近な地域での相談できる場やネットワークづくりへの取組
- ③「子ども食堂」や「学習支援」など、子どもの居場所づくりに関する取組への支援
- ④困窮世帯に向けた食料支援

3 地区社協の支援(地域福祉保健計画重点項目 1-1-1) (重点2)

※重点項目 1-1-1: 自治会町内会、地区社協の組織の充実

地域に身近な存在である地区社協が、地域内のさまざまな団体のネットワーク組織としての強みを生かしながら、一人ひとりの困りごとに寄り添い、解決に取り組む地域づくりの中心的な役割を担えるよう、各地区で話し合いの場づくりや、身近な地域活動の支援を進めます。

(1) 地区社協分科会・事務局長会議の開催

- ①地区社協分科会（会長・事務局長の合同会議）（年3回）
- ②地区社協事務局長会議（年3回）

(2) 地区社協研修会・合同情報交換会の開催

地区社協役員・活動者を対象とした研修会等を実施します。なお、企画および進行にあたっては、地区社協事務局長の中から研修委員を選出し、ともに検討し研修の進行を行います。

- ①地区社協関係者向け研修（年2回）
- ②地区社協同士の情報共有、意見交換を目的とした情報交換会（年1回）

(3) 地域アセスメント等に基づいた地域支援の推進

地域の活動状況について、区役所やケアプラザとともに、地域活動を支援します。

(4) 地区社協ヒアリングの実施

各地区社協と活動状況・事業計画の確認や課題の共有を行い、地域のニーズに即した支援を行います。

(5) 地区社協活動の広報

地区社協の活動を広く周知します。

- ①ホームページ及びX（旧 Twitter）などの媒体に地区社協活動や地区社協が発行する広報紙の掲載
- ②本会広報紙「しゅんらん」へ地区社協活動について掲載

(6) 地区社協活動への財政的な支援

- ①地区社協への助成金の交付
地区社協に助成金を交付し、地区社協活動を支援します。
- ②賛助会費還元金の交付
区社協賛助会費の50%と事務費1%を地区社協へ交付し、地区社協活動を支援します。

4 生活支援体制整備事業の推進(地域福祉保健計画重点項目 3-2-1、2-3-4)

※重点項目 3-2-1: 地域福祉保健に関わる企業や社会福祉法人等との連携・協働の推進

2-3-4: 保健・医療・福祉等の他分野による連携促進（市社協補助金）200千円 [200千円]

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けられるために多様な主体が連携・協力する地域づくりを目指します。「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた都筑区アクションプラン」に基づき、区役所やケアプラザとの一体的な地域支援により、地域の支えあい活動が一層充実するよう取り組みます。また、企業や NPO 法人、社会福祉施設等と連携しながら、地域の状況に応じた具体的な取組や活動づくりを進めます。

(1) 生活支援コーディネーターの支援を通じた地域支援の推進

ケアプラザの生活支援コーディネーター連絡会の開催（月1回）

(2) インフォーマルサービス情報の周知と管理

横浜市の検索サイト「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」、「インフォーマルサービスリスト」によるインフォーマルサービス情報の一般公開と活用方法の周知、及び情報管理

(3) 協議体の実施

区内関係機関と連携し、移動支援や生活支援等の課題整理、解決に向けた協議体の実施など、区域全体の課題検討や解決の場づくりを行います。

(4) 社会福祉施設等との地域連携

社会福祉施設や企業との地域連携を推進し、買い物支援や生活支援団体（ちょこっとボランティア等）の充実を図るため、社会福祉法人や企業と地区社協やボランティア団体等をつなげ連携を進めます。

5 地域活動交流コーディネーターの支援事業の推進

（市社協補助金）82千円 [82千円]

地域ケアプラザ業務連携指針に基づき、子どもや高齢者、障害者など、地域に暮らす全ての人たちが、孤立することなく地域の一員として、自分らしく支え合って暮らせるような、住民主体の地域づくりについて地域活動交流コーディネーター連絡会の開催等を通じて支援します。

(1) ケアプラザの地域活動交流コーディネーターの支援を通じた地域支援の推進

ケアプラザの地域活動交流コーディネーター連絡会の開催（月1回）

(2) 研修（事例検討、施設見学 等）の開催

6 福祉教育・福祉啓発、企業の地域貢献の推進（地域福祉保健計画重点項目 2-1-2）

※重点項目 2-1-2:福祉教育・福祉学習の推進

（市社協補助金・正会費）40千円 [30千円]

(1) 福祉教育・福祉啓発のための相談機能や周知活動の充実

①相談、コーディネート

学校や企業などで行われる福祉教育や、地域団体等が実施する福祉啓発活動に関する相談や協力者紹介などのコーディネートを行います。また、令和6年度作成した福祉教育一覧表を活用して福祉教育の提案をします。

②啓発活動

障害者とその家族、障害福祉分科会や支援機関との連携による障害当事者発信の啓発活動を支援し、学校や地域、企業等への障害理解を進めます。

(2) 企業の地域貢献に関する相談や周知活動の充実

企業の地域貢献に関する相談対応や情報提供などのコーディネートや、プログラム集などを活用し、企業の地域貢献への参加を促進します。

7 都筑区ふれあい助成金などを通じた福祉保健活動への支援(地域福祉保健計画重点項目 3-3-1、2-3-1)

※重点項目 3-3-1:地域福祉保健活動の充実 ※2-3-1:地域主体の健康づくりの推進

ふれあい助成金(共同募金配分金・市社協補助金) 7,745 千円 [6,867 千円]

「都筑区ふれあい助成金」をはじめとする各種助成制度を活用し、地域福祉保健計画を推進するとともに、ボランティア活動団体や障害当事者団体等の活動が継続的かつ安定して行えるよう財政面での支援を行います。また、各種福祉保健団体の活動状況を把握し、継続的に支援します。

(1) 各種団体助成の実施・情報提供

- ①都筑区ふれあい助成金
- ②善意銀行配分(別掲)
- ③つづき あい基金助成金(別掲)
- ④年末たすけあい募金事業助成(別掲)
- ⑤民間助成金情報の提供

8 年末たすけあい配分金事業

(共同募金配分金) 5,860 千円 [5,710 千円]

地域福祉の推進のために、地域の福祉団体が年末に行う事業と地区社協が実施する要援護者の見守り活動事業等に助成を行うとともに、生活に困窮する世帯に食支援を行います。

- ①年末に地域の福祉団体が行う事業への配分
- ②地区社協が行う地域の見守り活動等への配分
- ③食に困窮する世帯への食支援

II 地域福祉推進の基盤づくり

1 ボランティア活動の推進(地域福祉保健計画重点項目 1-1-2、1-2-1)

※重点項目 1-1-2:地域で活動している人・団体同士のつながり ※1-2-1:地域人材の育成・確保

(区受託金) 3,507 千円 [3,252 千円]

ボランティア活動希望者の受付・登録・活動先紹介や、登録後のフォローなどのコーディネートを行います。対応が難しい相談や地域での支援の必要性が高い相談については、地区社協やケアプラザ、ボランティア団体等とも連携し、解決に向けた取り組みを行います。

また、身近な地域活動にも紹介できるような仕組み作り、ボランティア同士の横のつながり作りを進め、新たな地域活動人材の発掘、活動の場の創出および地域活動の活性化に努めます。

ボランティア個人や団体が安心安全にボランティア活動を行えるように、ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険などの取り扱いを行います。

(1) ボランティアセンター運営委員会の実施

ボランティアや地域住民の意見を反映した事業を行うため、ボランティアセンターの運営方法や事業の方向性・善意銀行の配分などを協議します。(年2回)

(2) 各種ボランティア相談・調整・活動支援事業

- ①個人・団体ボランティア登録および更新
- ②ボランティア団体登録および更新
- ③ボランティア活動者のフォローアップ講座、ボランティア入門講座の開催
- ④ボランティア交流会の開催(年2回)
- ⑤助成金情報、研修、講座などの情報提供及び活動支援

(3) ボランティア広報啓発事業

ボランティア活動に係るさまざまな情報を発信・共有し、活動の支援を行います。

- ①ボランティア情報紙「ボランティアどっと来い！」の発行（年2回）
- ②ホームページによるボランティア情報等の提供（随時）
- ③メールマガジンによる情報提供（年12回）
- ④福祉保健活動拠点内ボランティア情報コーナーの設置及びおよび関係機関へ広報紙の配付
- ⑤X（旧 Twitter）を活用した情報発信

(4) ボランティア・市民活動分科会の開催

ボランティアグループ同士のネットワークづくりや情報交換をします。また、ボランティア活動者に向けた研修の企画を検討します。

2 災害ボランティアセンター運営体制の強化（重点3）

※重点項目 3-1-1:幅広い住民参加の促進

（市社協補助金、正会費収入） 60 千円 [60 千円]

発災時に災害ボランティアセンターが滞りなく開設し、円滑に運営できるよう、区役所関係部署・区災害ボランティアネットワーク・市社協とともにシミュレーション訓練等を実施します。

また、必要な資機材の整備を進めつつ、企業等の機器提供の協定の締結に向けての取り組みを始めます。

(1) 都筑区災害ボランティアセンター体制整備

- ①都筑区災害ボランティアネットワークへの支援
 - ・定例会の開催協力
 - ・防災セミナーの共催
 - ・区民まつり等での団体 PR の実施協力
- ②区災害対策本部との連携
 - ・区との協定に基づいた災害ボランティアセンターの運営に関する調整
 - ・災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーション訓練の開催
 - ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの更新検討
- ③横浜市社会福祉協議会と連携した災害情報システムの運用訓練
- ④事務局体制の整備
 - ・災害ボランティアセンターの立ち上げ想定を検討及び災害情報システム訓練の実施
 - ・X（旧 Twitter）を活用した情報発信

(2) 地域防災拠点との連携

- ・地域防災拠点連絡会への参加及び伝達訓練の実施協力

(3) 資機材の整備

- ・必要な資機材の整備を進めます。また、企業等との機器提供の協定の締結に向けての取り組みを始めます。

3 善意銀行の運営（地域福祉保健計画重点項目 3-3-1）

（寄付金収入） 1,800 千円 [2,000 千円]

※重点項目 3-3-1:地域福祉保健活動の充実

区民、企業、団体等から寄せられた善意の寄付金品の受付を行います。

寄せられた寄付金品については、都筑区内の福祉活動の推進を目的に福祉活動団体や障害当事者団体等に配分し、食料品等物品寄付については食支援へ活用します。また、取組の周知活動を強化し、寄付受付および使途についての報告書作成や広報よこはま都筑区版への寄付預託者報告、ホームページでの配分状況周知に力を入れるなど寄付文化の醸成に努めます。

4 都筑区福祉保健活動拠点「かけはし都筑」の運営（地域福祉保健計画重点項目 3-3-1）

※重点項目 3-3-1:地域福祉保健活動の充実

（区受託金収入、利用料収入） 18,664 千円 [18,208 千円]

指定管理者として、ボランティアに関する相談及び育成、地域福祉保健活動への個人・団体の参加及び連携に関する支援、施設の利用調整及び保守管理業務を行うとともに、地域住民の自主的な福祉活動・保健活動の中核となるよう、利用促進に取り組みます。

また、拠点登録団体の交流会を通じ、新たなネットワークづくりや地域福祉活動の活性化を図ります。

更に、次期指定管理獲得に向けて指定管理期間中の計画を取りまとめ、提案します。

- ①拠点利用団体交流会の開催（年 2 回）
- ②利用団体情報紙「かけはし都筑インフォメーション」の発行（年 2 回）
- ③防災訓練の実施（年 2 回）
- ④区民利用施設との情報共有及び連携（通年）
- ⑤拠点予約状況の提供（原則毎日）
- ⑥ご意見箱の設置（通年）
- ⑦窓口満足度調査の実施（年 1 回）

	令和 4 年度実績	令和 5 年度実績	令和 6 年度見込	令和 7 年度見込
登録利用団体数（団体）	144	139	146	150
利用実績（延べ件数）	1,260	1,600	1,450	1,500

5 地域への福祉啓発事業（地域福祉保健計画重点項目 2-1-1）（重点 4）

※重点項目 2-1-1:地域情報の収集と発信

（共同募金配分金・正会費収入） 1,271 千円 [1,255 千円]

（1）広報紙「しゅんらん」の発行

区社協の活動や、身近な地域で行われている福祉活動の紹介を通じて、区民への福祉の啓発や活動への参加を促します。

○発行予定 年 3 回（タウン紙や世帯回覧で発行）



(2) ホームページの運用と SNS の活用

区社協ホームページを随時更新し、地域の活動や区社協事業などの情報を発信するとともに、地区社協の活動やイベント情報を地区ごとに見られるようなホームページを作成します。

(ホームページアドレス <https://www.tuzuki-shakyo.jp/>)

X (旧 Twitter) を活用し、若い世代にも情報を発信します。

(アカウント <https://twitter.com/tuzukikushakyo>)

(3) 都筑区社会福祉大会の開催

区内の地域福祉保健活動に尽力、推進されたボランティア・社会福祉関係者および団体の顕彰を行います。

○開催予定 令和8年2月

Ⅲ 子ども・青少年への支援

1 子ども・青少年の取組の推進(地域福祉保健計画重点項目 2-2-2)

※重点項目 2-2-2: 見守り・支え合いのネットワークづくりの推進

児童福祉分科会や子育てを支援する団体との連携を通じ、第4期都筑区地域福祉保健計画を推進するとともに、子どもの青少年を支援するための地域づくりを進めます。

(1) 子どもを取り巻く課題への取組

子育てを支援する団体、企業やフードバンク、区役所、フードドライブ事業等と連携し、生活に困難を抱える子ども・青少年世帯への支援を進めます。

団体・区役所・民生委員等と連携し、生活に困難を抱えた個別の支援を行います。子どもをとりまく生活状況を共有するため「子ども支援団体連絡会」を開催します。加えて、当連絡会において「子ども食堂」や「学習支援」等の子どものあんしん居場所マップを更新し、周知します。

(2) 子育て支援ネットワーク会議への参加

区域、地域で行われる子育てネットワーク会議を通して課題の共有を行うとともに、地域全体で子育てを応援する風土づくりを進めます。

(3) 児童福祉分科会の開催

区内の児童福祉施設等、事業所の施設同士の情報交換や地域貢献の情報等について共有します。

2 子育て支援団体への支援(善意銀行及び都筑区ふれあい助成金、年末たすけあい配分)

区や関係機関と連携し、子育て支援団体への活動を支援し、また、グループへ活動費の一部を助成します。

Ⅳ 高齢者・障害児者の支援

1 あんしんセンター事業(地域福祉保健計画重点項目 2-2-3)

※重点項目 2-2-3: 権利擁護の推進

(市社協委託料・利用収入)391 千円 [400 千円]

(1) 権利擁護事業の実施

生活や金銭管理、成年後見制度など幅広く権利擁護に関する相談を受け、高齢者や障害者の財産や権利を守り、安心して日常生活が送れるようサービスを提供します。

① 権利擁護に関する相談の実施

生活や金銭管理、成年後見制度など幅広く権利擁護に関する相談を実施します。

② 契約によるサービス提供

契約に基づき、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などが困難な高齢者や障害者の生活を支援します。

- ・福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス
- ・預金通帳など財産関係書類等預かりサービス

(2) 成年後見制度利用促進

成年後見制度の利用促進のため、横浜生活あんしんセンター、区役所、ケアプラザ等と協力してサポートネットを開催します。

① 区サポートネット全体会への参加 (年3回)

専門職と地域支援者とのグループワーク

② 区サポートネット専門職会議への参加 (年4回)

チームの継続支援、モニタリング、区域の権利擁護の相談分析と課題の検討

③ 市サポートネット連絡会(年2回)に参加し、支援者間で情報共有を行います。

④ 成年後見制度の制度説明、相談、他相談機関への紹介

(3) 市民後見人活動支援 横浜市市民後見人バンク登録者への継続した支援

横浜生活あんしんセンター、区役所と協力して支援を行います。

① 市民後見サポートネット(年1回)の開催。

② 横浜生活あんしんセンターと協力しバンク登録者の面談(年2回)を行います。

③ 受任した市民後見人に対して情報提供を行い、後見活動が円滑に進められるよう支援します。

2 高齢者支援事業(地域福祉保健計画重点項目 2-3-3)

※重点項目 2-3-3: 健康づくり・介護予防の推進

高齢福祉分科会、区や各ケアプラザとの連携により、第4期都筑区地域福祉保健計画を推進するとともに、高齢者が介護・医療が必要になっても自分らしく安心して暮らせるよう、地域の支えあい活動等を支援します。

(1) 地域ケア会議等への参画

各地域包括支援センターが開催する地域ケア会議を通し、課題の共有を行うとともに連携により解決に向けて取り組みを進めます。

(2) 認知症高齢者への支援

認知症の方やその家族等が、気軽に集える「サロン」や「カフェ」の活動を支援します。また、認知症高齢者等支援ネットワーク連絡会等への参加を通じて、認知症についての普及啓発に協力します。

(3) 高齢福祉分科会の開催

区内の高齢福祉施設、事業所の施設同士の情報交換や地域貢献の情報等について共有します。

3 障害児者支援事業（地域福祉保健計画重点項目 2-2-1）

※重点項目 2-2-1: 当事者やその家族、多世代の交流を深める取組の推進

障害福祉分科会を中心として、第4期都筑区地域福祉保健計画を推進するとともに、障害理解啓発や社会参加の支援を行います。

(1) 障害理解と障害児者支援の取組

①障害児者の社会参加支援

自立支援協議会と協働で、ガイドヘルパー等支援者の育成、ガイドボランティアの啓発に取り組みます。また、障害者とその家族、障害支援関係者等と地域をつなぐための地域づくりプロジェクト「つづきまるっとプロジェクト」へ参加し、関係機関等と連携して、障害の有無に関わらず誰でも住みやすい地域の実現のため取り組みます。

②障害者週間キャンペーンの実施

「障害者週間」（12月3日から12月7日）に合わせ、福祉農園実行委員会の一員として「障害者と地域の共生フェスタ」を開催します。

障害児者世帯と地域住民との交流を目的とした啓発・交流イベント「～福祉農園～障害者と地域の共生フェスタ」を障害者週間キャンペーンとあわせて実施します。

(2) 各種連絡会への運営・参加協力

各種連絡会へ参画し、地域における障害児者支援について関係機関と連携を図ります。

①都筑区障害者自立支援協議会、都筑区障害児者福祉団体連絡協議会等への参加

②地域活動ホーム、グループホーム、就労継続支援型事業所等の運営委員会に委員として参加

(3) 障害福祉分科会の開催

区内の障害児者福祉施設、事業所の施設同士の情報交換や地域貢献の情報等について共有します。また、福祉教育の教材および講師の派遣や共生フェスタへのパネル展示の協力をします。

4 移動情報センター事業（地域福祉保健計画重点項目 2-2-2）

※重点項目 2-2-2: 見守り・支え合いのネットワークづくりの推進

障害児者などからの移動に関する相談を受け、支援制度の案内や福祉サービスなどの紹介・コーディネートを行います。また区ボランティアセンターや区役所、地域の福祉関係団体と連携し、ガイドボランティア・ガイドヘルパーの育成・支援に取り組みます。

(1) 障害児者の外出相談窓口

(市社協委託料)8,811千円 [8,698千円]

①移動に関する相談対応・コーディネート及び区役所等関係機関との連携（通年）

②障害児者・家族および地域、関係機関への周知活動（通年）

③移動支援事業所支援状況の情報収集、連携、支援（通年）

④推進会議の開催（年2回）

⑤広報紙の発行および関係機関へ配架（年2回）

	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度見込	令和7年度見込
相談件数	71	71	80	80
調整数	1,538	1,291	1,400	1,400

(2) ガイドボランティア事業 (市補助金)1,645 千円[1,805 千円]

- ①ガイドボランティア、支援対象者の登録事務及び活動支援（通年）
- ②ボランティアセンターメールマガジン（年12回）やホームページ（随時更新）等によるボランティア情報提供および広報紙の発行・配架
- ③ガイドボランティア育成講座の開催
- ④ガイドボランティア活動者茶話会の開催
- ⑤福祉関係団体・地域住民に向けたガイドボランティア説明会の開催

	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度見込	令和7年度見込
支援対象者登録数	36	34	45	50
ガイドボランティア登録数	42	43	50	50
活動回数	1,191	1,050	1,250	1,300

V 区社協の経営・運営推進

1 理事会・評議員会・監事会の開催

地域福祉の推進を目的とする組織として、地域に根ざした活動を推進するため、会員相互の連携による組織運営を行います。

- ①理事会：年4回
- ②評議員会：年3回
- ③監事会：年1回

2 会員の拡充と分科会の開催

(1) 部 会

- ①地域福祉関係団体
- ②当事者団体
- ③専門機関
- ④学識経験者

(2) 分科会

- ①民生委員・児童委員
- ②地区社会福祉協議会
- ③自治会・町内会
- ④ボランティア・市民活動等
- ⑤障害福祉
- ⑥高齢福祉
- ⑦児童福祉
- ⑧地域福祉保健団体

(3) 委員会

- ①評議員選任・解任委員会
- ②ボランティアセンター運営委員会
- ③都筑区ふれあい助成金配分委員会
- ④顕彰委員会

(4) 会員向け研修会

本会会員間の連携や情報共有を促進するため、会員向け研修を実施します。

3 賛助会員の募集

地区社協と協働し、社会福祉協議会の活動を財政面で支える賛助会員の募集を行います。また、賛助会員に地域の福祉活動などの情報提供を効果的に行うことで、広く地域福祉への啓発を行います。

4 安定した組織運営（重点5）

（1）適切な業務執行

本会の運営が一層安定するよう、限られた予算・時間を有効に活用し、法人運営と財務の事務・各事業について適切な業務執行を継続させていきます。

（2）組織風土の醸成

組織内の日常的なコミュニケーションを重視し、小さな異変に気づき、お互いがサポートし合い、全体で業務を推進する組織風土を作ります。

VI. その他の取組

1 共同募金・年末たすけあい募金への協力

県共同募金会横浜市都筑区支会事務局として、社会福祉団体の活動、住民参加型の地域たすけあい活動への支援等を目的に、自治会町内会や民生委員児童委員、地域福祉活動団体、プロバスケットボールチーム等の地元企業の協力のもと、戸別募金や街頭募金などの募金活動を行います。

2 生活福祉資金の貸付・援護事業

（1）生活福祉資金の貸付

（県社協受託金）4,360 千円 [4,360 千円]

低所得世帯や高齢者・障害者の世帯等に対し、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、一時的な資金の貸付と必要な相談支援を行います。また、引き続き、新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金の特例貸付の償還猶予者のフォローアップ支援や他機関への相談支援等を行います。

（2）災害見舞金の給付

（共同募金配分金）100 千円 [100 千円]

火災・風水害等の災害が発生した際に、罹災世帯に見舞金を給付します。

3 各種福祉関係団体事務局の運営

- (1) 神奈川県共同募金会横浜市都筑区支会
- (2) 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部都筑区地区委員会
- (3) 都筑保護司会
- (4) 都筑区更生保護女性会
- (5) 都筑区更生保護協会
- (6) 都筑区戦没者遺族会